

司法書士

---

レベルを体感！  
実践力PowerUp講座 模擬講義

---

レック **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 220690

SU22069



司法書士

---

実践力Power Up講座  
会社法・商法  
メインテキスト

---

## 第9節 株式会社による自己株式の取得 [19-32-ウ]

### 一 総則

株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる(会155)。

#### ■ 自己株式を取得できる場合と財源規制

自己株式を取得できる場合	財源規制
① <u>取得条項付株式</u> を取得する場合(会107Ⅱ③イ)	あり(会170Ⅴ)
② <u>譲渡制限株式</u> の譲渡を承認しないで <u>株式会社が買い取る</u> 場合(会138①ハ②ハ)	あり(会461Ⅰ①)
③ <u>株主との合意</u> により <u>有償</u> で取得する場合(会156Ⅰ・157Ⅰ)	あり(会461Ⅰ②③) (注2)
④ <u>取得請求権付株式</u> を取得する場合(会166Ⅰ)	あり(会166Ⅰ但書)
⑤ <u>全部取得条項付種類株式</u> を取得する場合(会173Ⅰ)	あり(会461Ⅰ④)
⑥ <u>譲渡制限株式</u> の相続人等に対する <u>売渡請求</u> による場合(会176Ⅰ)	あり(会461Ⅰ⑤)
⑦ <u>単元未満株式の買取請求</u> による場合(会192Ⅰ)	<u>なし</u> [28-29-イ]
⑧ <u>所在不明株主の株式売却</u> により買い取る場合(会197Ⅲ)	あり(会461Ⅰ⑥)
⑨ <u>端数株の処理</u> により買い取る場合(会234Ⅳ)	あり(会461Ⅰ⑦)
⑩ 他の会社(外国会社を含む。)の <u>事業の全部を譲り受ける</u> 場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合	<u>なし</u>
⑪ <u>合併</u> 後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合	<u>なし</u>
⑫ <u>吸収分割</u> をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合[25-29-ウ]	<u>なし</u>
⑬ その他、法務省令で定める場合(注1)	<u>なし</u>

(注1) 無償で取得する場合、他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配として交付を受ける場合、他の法人等が行う組織再編行為等の対価として交付を受ける場合、反対株主の株式買取請求に応じて取得する場合等が定められている(施規27)。

(注2) 全株主を対象とする場合、特定の株主のみを対象とする場合、子会社から取得する場合、市場取引等により取得する場合、のいずれの場合も財源規制がある。

#### ■ 関連知識 ■

□ 自己株式に譲渡担保権の設定を受けることは、自己株式の取得に当たらない。

[28-28-オ]

□ 株式会社は、自己の株式を取得してそれを消却せず、そのまま期間及び数量等の制限なく保有し続けることができる。[15-31-7] [29-29-4]

## 二 株主との合意による取得

### 1 株式の取得に関する事項の決定（授權決議）

#### (1) 全株主を対象とする場合

株式会社は、株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得することができる。  
この場合には、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない（会156 I 本文）。[29-29-1]

- ① 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- ② 株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
- ③ 株式を取得することができる期間（1年を超えることができない（会156 I 但書））

なお、取締役会設置会社において剰余金の配当等の決定について取締役会へ授權する旨の定款の定めがある場合には、上記事項を取締役会の決議によって定めることができる（会459 I）が、その具体的な要件等については、後述「剰余金の配当等を決定する機関の特則」の箇所を参照いただきたい。

#### (2) 特定の株主のみを対象とする場合

株式会社は、特定の株主のみとの合意により当該株式会社の株式を有償で取得することができる。

この場合には、上記(1)の事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない（会160 I・309 II ②）。なお、売主となる特定の株主は、その者以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合を除いて、当該株主総会において議決権を行使することができない（会160 IV）。

#### (3) 特定の株主のみを対象とする場合における他の株主の保護

##### (a) 原則

株式会社は、特定の株主のみとの合意により当該株式会社の株式を有償で取得しようとするときは、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができる旨を通知しなければならない（会160 II III）。

## (b) 例 外

次の場合には、(a)の通知をすることを要しない。

- ① 市場価格のある株式を**市場価格以下の価格で取得**する場合（会161）（注1）
- ② **相続人その他の一般承継人から取得**する場合（会162本文）（注2）
  - ただし、次のいずれかに該当する場合を除く（会162但書）。
    - a 株式会社が公開会社である場合
    - b 当該相続人その他の一般承継人が当該株式について議決権を行使した場合
- ③ (a)の通知をすることを要しない旨の**定款の定め**がある場合（会164 I）（注3）

（注1）これは、市場価格のある株式については、他の株主は市場において株式を売却する機会があることからこの点についての保護は必要とせず、また、市場価格以下で自己株式を取得する場合には他の株主を害するおそれがないことから、会社法において新たに設けられた例外である。

（注2）これは、公開会社でない株式会社において、相続等により当該株式会社にとって好ましくない者が株主となった場合において当該株主も株式を手放すことについて異議がないときに、その状態を解消しやすくするための措置であり、公開会社については、この特則は適用されない(会162①)。また、相続人等が株主総会または種類株主総会において承継した株式について議決権を行使した場合には、相続人等は株式を手放さずに株主としてとどまることを選択したことになるから、この特則は適用されない(会162②)。



## ワンポイント解説

- ① 相続人以外にその機会を与えると、必要以上に買受資金を拠出することになる。
- ② 財源規制により、当該相続人からの取得ができなくなる可能性がある。

（注3）株式の発行後に定款を変更して、当該定款の定めを設け、又は当該定めについての定款の変更（定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該株式を有する**株主全員の同意**を得なければならない（会164 II）。



## ワンポイント解説

会社が、相続人が相続した譲渡制限株式を取得するためには、①会社が相続人との合意により任意に取得する方法（会160 I）と、②相続人に対して売渡請求権を行使して強制的に取得する方法（会174）とがある。①については、会社法162条において相続人等から取得する場合の特則（非公開会社に限る）が設けられている。

## 2 取得価格等の決定

取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）は、上記の株主総会の決議に従い、株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない（会157 I II）。なお、これらの株式の取得の条件は、その決定ごとに、均等に定めなければならない（会157 III）。

- ① 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）
- ② 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- ③ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
- ④ 株式の譲渡しの申込みの期日（申込期日）

## 3 株主に対する通知等

株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては取得する株式の種類の種類株主、特定の株主のみを対象とする場合は当該特定の株主）に対し、上記の取得価格等を通知しなければならない（会158 I・160 V）。なお、公開会社においては、この通知は、公告をもってこれに代えることもできる（会158 II）。

## 4 株式会社に対する譲渡しの申込み

買取価格等の通知を受けた株主は、株式会社に対し、申込みに係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）を明らかにして、その有する株式の譲渡しの申込みをすることができる（会159 I）。

## 5 効力の発生

株式会社は、申込期日において、株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したもののみなされる（会159 II 本文）。

ただし、株主が申込みをした株式の総数が、株式会社の定めた取得する株式の数を超えるときは、株式会社は按分して、その株式の譲受けを承諾したもののみなされる（会159 II 但書）。

## 6 財源規制

株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額が、効力発生日における分配可能額を超えてはならない（会461 I ③）。

### 三 株主との合意による取得の特例

#### 1 子会社から株式を取得する場合の特例

##### (1) 授權決議に関する特則

株式会社がその子会社の有する当該株式会社の株式を有償で取得する場合においては、会社法156条1項の授權決議は、取締役会設置会社にあつては、**取締役会の決議**によることとなる（会163前段・156 I 本文）。

##### (2) 適用除外

株式会社がその子会社の有する当該株式会社の株式を有償で取得する場合には、取得価格等の決定（会157）、株主に対する買取通知（会158）、譲渡しの申込み（会159）、特定の株主からの取得（会160）の規定は、適用されない（会163後段）。

##### (3) 財源規制

株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額が、効力発生日における分配可能額を超えてはならない（会461 I ②）。

#### 2 市場取引等により株式を取得する場合の特例

##### (1) 意義

取締役会設置会社において、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨の**定款の定め**があるときは、会社法156条1項の授權決議は、株主総会又は**取締役会の決議**によることができる（会165 II III・156 I 本文）。



##### ワンポイント解説

「市場取引等」とは、**市場において行う取引**又は金融商品取引法第27条の2第6項に規定する**公開買付け**の方法をいう（会165 I）。

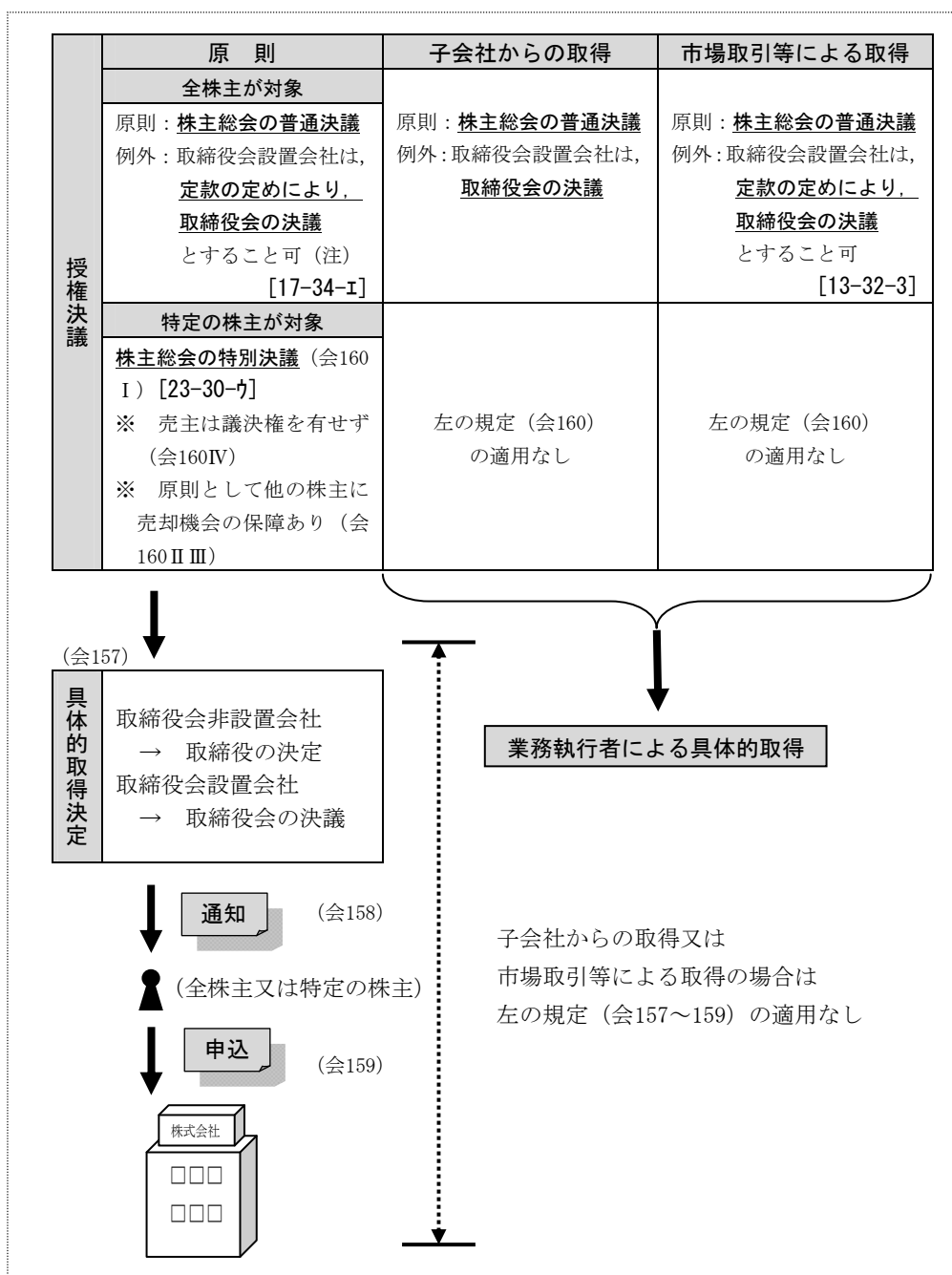
##### (2) 適用除外

株式会社が市場取引等により当該株式会社の株式を取得する場合には、取得価格等の決定（会157）、株主に対する買取通知（会158）、譲渡しの申込み（会159）、特定の株主からの取得（会160）の規定は、適用されない（会165 I）。

##### (3) 財源規制

株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額が、効力発生日における分配可能額を超えてはならない（会461 I ②）。





(注) 剰余金の配当等の決定について取締役会へ授権する旨の定款の定めがある場合であるが、その具体的な要件等については、後述「剰余金の配当等を決定する機関の特則」の箇所参照。

### ■ 株主との合意による自己株式の有償取得

<p>授権決議 (注1)</p>	<p>原則：<u>株主全員</u>に譲渡しの機会を与える場合 → <u>株主総会の普通決議</u>（会156）（注2）</p> <p>例外：<u>特定の株主</u>から取得する場合 → <u>株主総会の特別決議</u>（会160 I・309 II ②） ※ 売主たる特定の株主は議決権を行使することができない（会160 IV）。</p>
<p>授権決議後の 具体的な 取得手続き</p>	<p>① 取得の決定（会157） 取締役会非設置会社 → 取締役の決定 取締役会設置会社 → 取締役会の決議</p> <p>② 株式会社から株主に対する通知・公告（会158）</p> <p>③ 株主から株式会社に対する申込み（会159）</p>
<p>特定の株主から 取得する場合の 他の株主の保護</p>	<p>原則：他の株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）は、<u>売主たる「特定の株主」に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができる</u>（会160 II III）。</p> <p>例外：次の場合には、売主たる「特定の株主」に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができない。</p> <p>① 市場価格のある株式を<u>市場価格以下の価格で取得</u>する場合（会161）</p> <p>② <u>相続人その他の一般承継人から取得</u>する場合（会162） 〔要件〕 a <u>非公開会社</u>で、かつ、 b 相続人等が当該株式について<u>議決権を行使する前</u>であること</p> <p>③ 他の株主からの請求を排除する旨の<u>定款の定め</u>がある場合（会164 I） → 当該定款の定めの設定・変更（廃止を除く。）には、<u>株主全員の同意</u>を要する（会164 II）。</p>

（注1） 授権決議において決定する株式を取得することができる期間は、1年を超えることができない（会156 I 但書）。

（注2） 取締役会設置会社において、剰余金の配当等の決定について取締役会へ授権する旨の定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって定めることができる（会459 I）が、その具体的な要件等については、後述「剰余金の配当等を決定する機関の特則」の箇所を参照いただきたい。

## ■ 授権決議の特則

授権決議	<p>特則①：子会社からの取得</p> <p>取締役会非設置会社 → 株主総会の普通決議</p> <p><b>取締役会設置会社</b> → <b>取締役会の決議</b></p> <p>特則②：市場取引等による取得</p> <p>取締役会非設置会社 → 株主総会の普通決議</p> <p><b>取締役会設置会社</b> → <b>定款の定め</b>により、<b>取締役会の決議</b>とすることができる。</p>
授権決議後の具体的な取得手続き	<p>会社法157条～159条の適用なし</p> <p>→ 業務執行者が適宜の方法により取得の決定・取得を行えばよい。</p>
他の株主の保護	<p>会社法160条の適用なし</p> <p>→ 他の株主が売主に自己をも加える旨の請求をすることはできない。</p>



司法書士

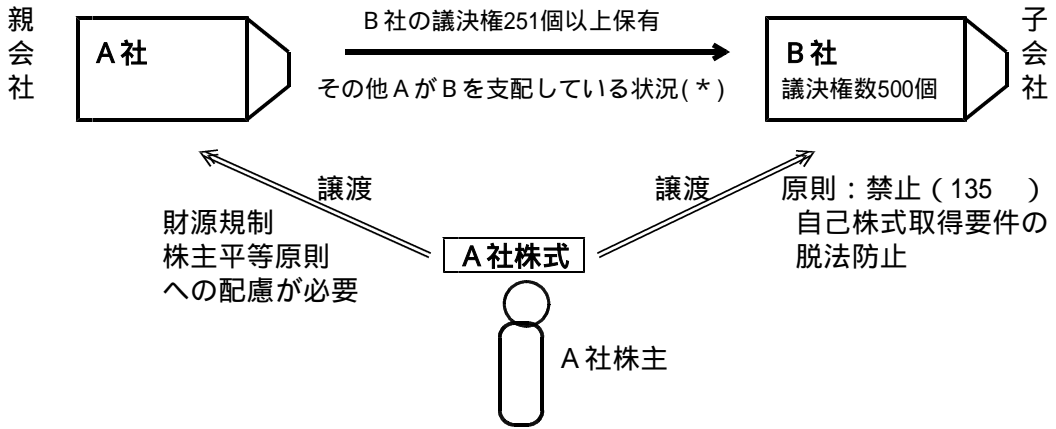
---

実践力Power Up講座  
会社法・商法  
サブテキスト

---

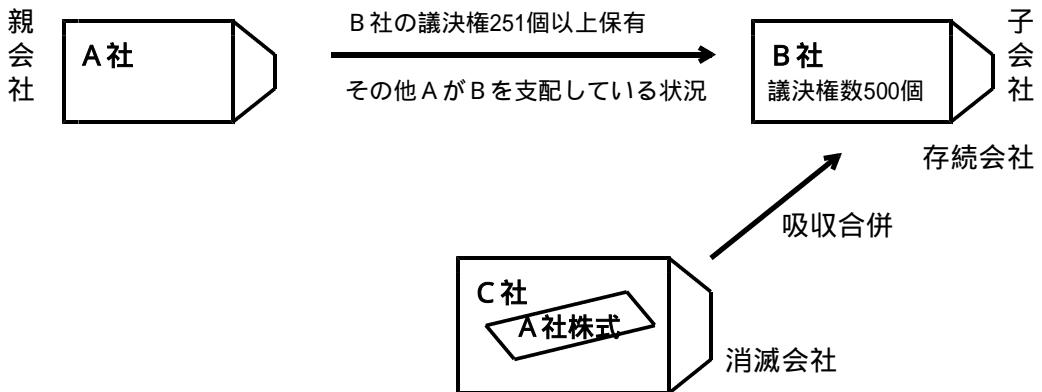
テキストP. 【子会社による親会社株式の取得禁止】

< 原則 >



(\*) 詳しくはテキストP. 参照

< 例外 > 合併後消滅する会社から親会社株式を取得する場合

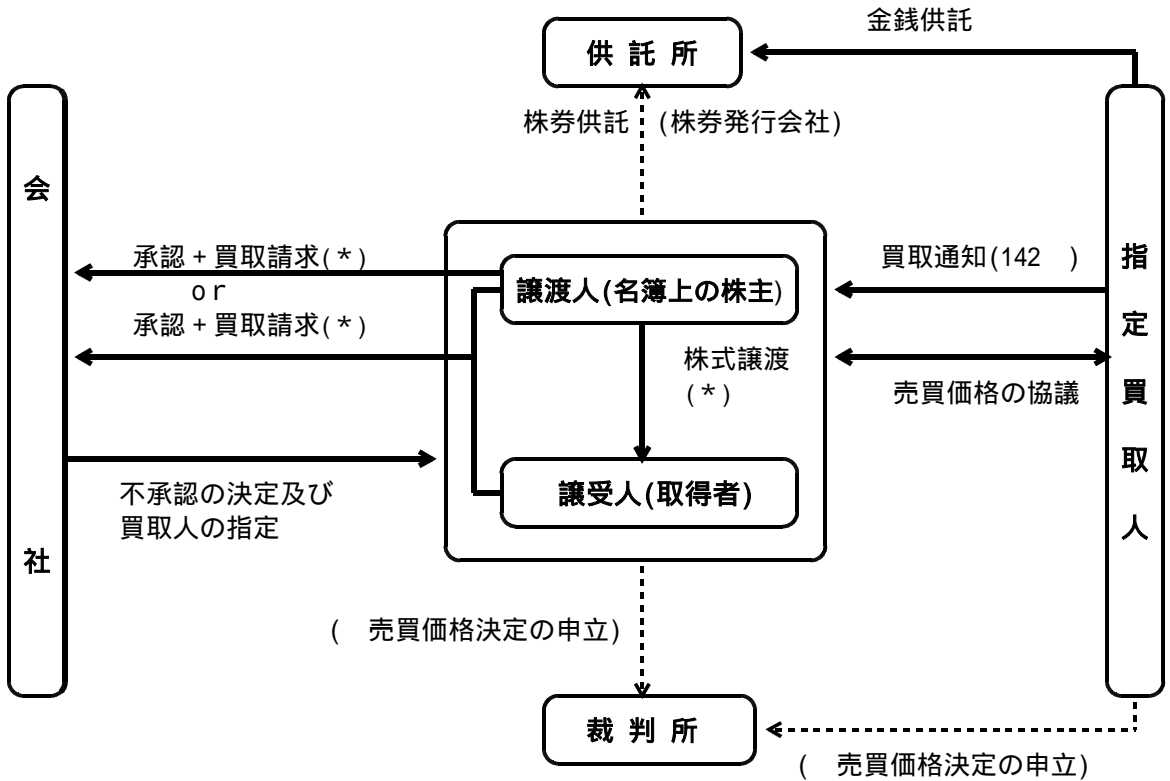


但し、B会社は相当の時期に、A会社株式を処分しなければならない(135)

このとき、B会社が有するA社株式を一挙に市場に放出すると、A社の株価が急激に下落する危険性があり、また、敵対的企業買収の標的になりかねない

そこで、この場合、A社は株主総会普通決議(取締役会設置会社においては取締役会)決議で授權された範囲内で、子会社から自己株式を取得することができる(後述)

テキストP. 【譲渡制限株式の譲渡にかかる承認手続】



(\*)株式を譲渡しようとする名簿上の株主から， を請求した場合， の結果が出るまで 及び は行われない。

株式を譲渡しようとする名簿上の株主が， を請求せずに，承認のないまま，いきなり譲受人に譲渡した場合( )，譲渡人と譲受人で共同して会社に対して の請求をする。

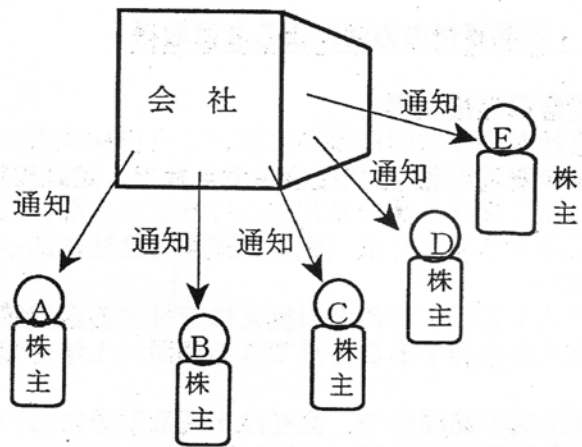
テキスト P. 【株主に対する通知】

**ご通知**

この度、以下の条件により、株主の皆様から当社株式を買受けたいと存じます。つきましては、貴殿が保有されております株式を、当社へ譲渡することを希望される場合、申込期日までに所定の方法によりお申し込み頂けますようご通知いたします。

記

1. 取得する株式の数 2000株
1. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭 金1000円
1. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 金200万円
1. 株式の譲渡しの申込みの期日  
平成〇年〇月〇日



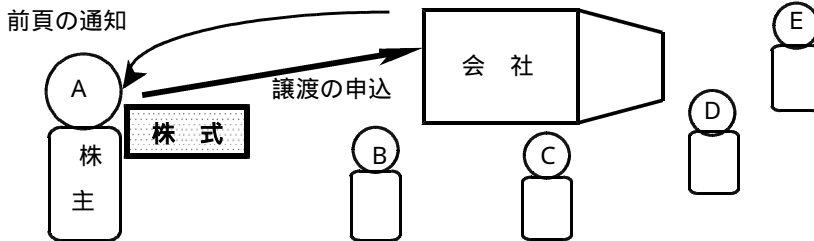
株主A～Eは、自己の判断で、譲渡の申込をするかどうかを決定する



## テキスト P. 【特定の株主のみを対象とする場合】

株主総会の授権決議において、会社が自己株を有償取得する場合、向こう1年間にわたって、特定の株主(上記において例えばAとする)のみに対して、上記の通知を行い、他の株主には上記の通知を発送せずに譲渡の機会を保障しないするという決定をすることができる(160 )

< 会社が特定の株主Aにだけ上記の通知を行った場合 >



これは、その特定の株主Aに対してのみ会社への譲渡の機会を与えており、株主平等原則に抵触するおそれがある

そこで、このような場合は、テキスト P. (1)の授権決議は、株主総会特別決議によらなければならない(309 )

なお、この株主総会特別決議をしようとするときは、会社は株主総会開催日より前に、株主に対して、Aのみを上記の通知を受領できる者としていた旨及び、もし自分も通知を受領する特定の株主として、A同様、今度の総会で承認して欲しいと望むのなら、その旨を決められた期日までに会社に申し出るよう通知しなければならない(160 )

A以外の株主から、この申出(「売主追加請求」と呼ぶ)があった場合、会社は、向こう1年間にわたって会社が自己株を取得する際の通知はA + その者のみに行うとこととする議案を総会に提出し、テキスト P. (1)の授権決議において特別決議をすることになる(160 ・ 309 )

なお、この株主総会特別決議においては、上記の通知を受領する特定の株主は、当該総会において議決権を行使することができない(160 )

また、定款に定めれば、特定の株主からの自己株式取得に際して、他の株主に売主追加請求権を与えないとすることが可能(164 )(当該定款の定めの設定・変更(廃止を除く)には、株主全員の同意が必要(164 ))

また、(1)の授権決議において、向こう1年内の自己株の有償取得が、市場価格のある株式を市場価格以下の価格で取得するという内容である場合、その買取の通知が特定の株主のみになされても、他の株主は市場において、市場価格において株式を売却することができるので、他の株主に売主追加請求権を与えなくともよい(161 )

さらに、非公開会社において、株主に相続が生じ、相続人が会社にとって好ましくない者であった場合、その相続人が、株式を会社へ譲渡することに応じる意向を持っている場合、(1)の授権決議において、向こう1年内の自己株の有償取得の際、当該相続人のみに買取の通知をして、譲渡の機会を保障するという決定をすることができ、この場合、売主追加請求権を認めなくともよい(162本文)

これは、閉鎖的な非公開会社において、好ましくない者が株式を承継した場合に、より簡便な方法による相続人からの株式取得を認めようという趣旨である(譲渡制限株式の場合、相続人に対する売渡請求の制度が使えるが、これは定款規定が必要で、かつ、期間制限が存在しており、幾分ハードルが高い)。

なお、相続人が株主総会等で承継した株式について議決権を行使していた場合、相続人は株式を手放さず株主としてとどまることを選択したことになるから、売主追加請求権を認めなくともよいという特別扱いは認められないことに注意(162条2号)



司法書士

---

実践力Power Up講座  
会社法・商法  
セルフレクチャー

---

第9節 株式会社による自己株式の取得

株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる（会155）。

□ を取得する場合  
 □ の譲渡を承認しないで株式会社がい取る場合

取得条項付株式  
 譲渡制限株式

株主との合意により有償で取得する場合

□ を取得する場合  
 □ を取得する場合

取得請求権付株式  
 全部取得条項付種類株式  
 売渡請求

譲渡制限株式の相続人等に対する □ による場合

買取請求（後述）

単元未満株式の □ による場合

所在不明株主の株式売却により買い取る場合

端数株の処理により買い取る場合（会234）

他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合

合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合

吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合

その他、法務省令で定める場合

□ で取得する場合、他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配として交付を受ける場合、他の法人等が行う組織再編行為等の対価として交付を受ける場合、反対株主の株式買取請求に応じで取得する場合等が定められている（施規27）。

無償

の から までの場面について、「剰余金分配可能額の範囲内で取得しなければならない」という財源規制が無い場合はどれか。

株式会社は、株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得することができる。

この場合には、あらかじめ、□ によって、次に掲げる事項を定めなければならない（156 本文）。

株主総会の普通決議

取得する株式の □（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

数（総数）

株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額

株式を取得することができる □（□ 年を超えることができない（156 但書））

期間 1

（取締役会設置会社にあつては、）は、の株主  
 総会の決議に従い、株式を取得しようとするときは、その都度、次  
 に掲げる事項を定めなければならない（157）。  
 今回（種類株式発行会社にあつては、株式の）  
 今回株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び  
 数若しくは額又はこれらの算定方法  
 今回株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額  
 株式の譲渡しの

取締役 取締役会  
 取得する株式の数 種類及び数  
 申込みの期日（申込期日）

株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては取得する株式の種  
 別の種類株主）に対し、の～をしなければならない（会  
 158）。

通知（買取通知と呼ぶ）

の通知を受けた株主は、株式会社に対し、申込みに係る株式の数  
 （種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）を明らかにし  
 て、その有する株式の譲渡のをすることができる（159）。  
 株式会社は、申込期日において、株主が申込みをした株式の譲受け  
 を承諾したものとみなされる（159 本文）。  
 ただし、株主が申込みをした株式の総数が、株式会社の定めた取得  
 する株式の数を超えるときは、株式会社は按分して、その株式の譲  
 受けを承諾したものとみなされる（159 但書）。

申込み

株主総会の授権決議において、会社が自己株を有償取得する場合、  
 向こう1年間にわたつて、特定の株主（例えばAとする）のみに対して、  
 の通知を行い、他の株主にはの通知を発送せずに譲渡の機会を  
 保障しないするという決定をすることができる（160）。  
 これは、その特定の株主Aに対してのみ会社への譲渡の機会を与え  
 ており、に抵触するおそれがある  
 そこで、このような場合は、の～の事項+の通知を当該A  
 のみに対して行う旨の決定は、によらなければならない  
 い（160、309）。  
 なお、売主となる特定の株主は、その者以外の株主の全部が当該株  
 主総会において議決権を行使することができない場合を除いて、当  
 該株主総会においてを行使することができない（160）。

株主平等原則  
 株主総会の特別決議  
 議決権

の株主総会特別決議をしようとするときは、会社は株主総会開催  
 日より前に、株主に対して、Aのみをの通知を受領できる者とし  
 たい旨及び、もし自分も通知を受領する特定の株主として、A同様、  
 今度の総会で承認して欲しいと望むのなら、その旨を決められた期  
 日までに会社に申し出るよう通知しなければならない（160）。  
 A以外の株主から、この申出（「」と呼ぶ）があった場合、会  
 社は、向こう1年間にわたつて会社が自己株を取得する際の通知はA  
 +その者のみに行うとこととする議案を総会に提出し、の授権決  
 議において特別決議をすることになる（160・309）。  
 なお、この株主総会特別決議においては、上記の通知を受領する特  
 定の株主は、当該総会においてを行使することができない  
 （160）。  
 また、に定めれば、特定の株主からの自己株式取得に際し  
 て、他の株主に売主追加請求権を与えないとすることが可能（164）  
 （当該定款の定めの設定・変更（廃止を除く）には、の同  
 意が必要（164））。

売主追加請求  
 議決権  
 定款  
 株主全員

子会社が適法に親会社株式を保有する場合であっても、子会社は相当の時期に親会社株式を処分しなければならない(135)

このとき、子会社が有する親会社株式の数にもよるが、それらを一挙に市場に放出すると、親会社の株価が急激に下落する危険性があり、また、敵対的企業買収の標的にもなりかねないことになる。

そこで、このような場合に、親会社は子会社に、親会社株式をすぐに放出しないように命じた上で、の授権決議を経て、子会社から自己株式を取得することができる(163前段、156 本文)

この場合のの授権決議は、取締役会設置会社にあつては [ ] で、取締役会非設置会社については [ ] によることとなる(163前段、156 本文)。

取締役会設置会社が定款の定めなくして取締役会決議によることができる理由は、子会社の親株式株式放出を保留にさせた上で授権決議をすることから、迅速な決議が必要だからである。なお、の授権決議の取得する上限株式数(の)は、通常、子会社が保有する親会社株式数になる。

そして、この授権決議の範囲内で、代表取締役等の業務執行者が時機を判断して、の期間内で子会社が保有する自己株式を買い取ってくることになる。

この場合、の取得価格等の決定(会157)、の株主に対する買取通知(158)、の譲渡しの申込み(159)、の特定の株主からの取得(160)の規定は [ ] (163後段)。

取締役会の決議  
株主総会普通決議

適用されない

株式市場に株式上場している上場会社が、市場取引又は株式公開買付の方法(以下市場取引等という)により自社株式を有償取得しようとする場合は、の授権決議を、取締役会設置会社で、かつ、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨の [ ] があるときは取締役会決議で、そうでない場合は原則どおり [ ] で行うことができる(165、156 本文)。

実際の取得は、この授権決議の範囲内で、代表取締役等の業務執行者が時機を判断して、の期間内に市場取引等により自己株式を買い取ってくることになる。

株式会社が市場取引等により当該株式会社の株式を取得する場合には、の取得価格等の決定(157)、の株主に対する買取通知(158)、の譲渡しの申込み(159)、

の特定の株主からの取得(160)の規定は [ ] (165)。

定款規定  
株主総会普通決議

適用されない

株式市場に株式上場している上場会社であっても、市場取引等によって自己株式の取得をしなければならないわけではないから、原則どおり、の授権決議、の取得価格等の決定(157)、の株主に対する買取通知(158)、の譲渡しの申込み(159)の方法によることもできる。

の授権決議において、向こう1年間にわたって、特定の株主のみに対して、の買取通知を行い、他の株主には買取通知を発送せずに譲渡の機会を保障しないすると

いう決定( )をした場合(この授権決議は [ ]が必要(160 )= ),通常は,他の株主に売主追加請求(160 )を認めなければならない。しかし の授権決議において,向こう1年内の自己株の有償取得が,市場価格のある株式を市場価格以下の価格で取得するという内容である場合,その譲渡の通知が特定の株主のみになされても,他の株主は市場において,市場価格において株式を売却することができるので不利益はなく,他の株主に売主追加請求権を [ ]ことになる(161)。

株主総会特別決議

与えなくともよい

非公開会社において,株主に相続が生じ,相続人が会社にとって好ましくない者であった場合に,その相続人が,株式を会社へ譲渡することに応じる意向を持っているとき, の授権決議で,この相続人が取得した株式数を の上限数として,向こう1年内にその株式を有償取得する旨,その際の買取通知は当該相続人に対してしか出さない旨の株主総会特別決議(160 )を行うことができる。その後, の取得価格等の決定(157),当該相続人への買取通知(158), の譲渡しの申込み(159)の方法によって当該相続人から自己株式を取得することができる。このとき,他の株主に売主追加請求権を認めなくてもよい(162本文)。なお,相続人等が株主総会または種類株主総会において承継した株式について [ ]場合には,相続人等は株式を手放さずに株主としてとどまることを選択したことになるから,この特則は適用されない(162 )。

議決権を行使した

譲渡制限株式の株主に相続が生じ,相続人が会社にとって好ましくない者であった場合に,その相続人が,株式を会社へ譲渡することに応じない場合, の方法によることはできないが,相続その他の一般承継により当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。)を取得した者に対し,当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨の [ ]があれば,相続人等の意思にかかわらず,会社の一方的な売渡請求により当該自己株式を買い取ることができる(174)。株式会社は,上記の定款の定めがある場合において,売渡請求をしようとするときは,その都度, [ ]によって, 売渡請求をする株式の数(種類株式発行会社にあつては,株式の種類及び種類ごとの数)及び の株式を有する者の氏名又は名称を定めなければならない(175 ,309 )。この場合,売主となる者は,その者以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合を除いて,当該株主総会において [ ](175 )。

定款規定

株主総会の特別決議

議決権を行使することができない

売渡請求は,当該株式会社が相続その他の一般承継があったことを知った日から [ ]を経過するまでの間に,その請求に係る株式の数(種類株式発行会社にあつては,株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしてしなければならぬ(176 )。なお,株式会社は,いつでも,売渡請求を撤回することができる(176 )。

1年

を行う場合、株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額が、効力発生日における分配可能額を超えて （461 ）、はならない









著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU22069